

大口町ホームステイ活動補助金交付要綱

大口町ホームステイ事業補助金交付要綱（平成5年大口町告示第60号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、国際交流事業の一環として、町民が行うホームステイ活動に対し、町が予算の範囲内で補助金を交付することにより、町民の国際化に対する意識の高揚や人材を育成するとともに、草の根レベルの国際交流活動の推進を図ることを目的とする。

（補助対象）

第2条 この要綱において補助の対象とするホームステイ活動は、次に該当し、かつ、町長が国際交流事業として適当と認めた事業とする。

- (1) 町民が自主的に外国人を自宅等に招き実施する滞在期間が5日以上のホームステイ活動（他の機関等のあっ旋により来町した外国人を除く。）
- (2) 町又は町の機関の要請により外国人を自宅等に招き実施するホームステイ活動

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、外国人一人1日当たり2,000円で算出する額とし、3万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ホームステイを開始する日の7日前までに、ホームステイ活動補助金交付申請書（様式第1）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の額を決定し、ホームステイ活動補助金交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた申請者は、請求書(様式第3)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により請求書が提出されたときは、当該請求額の補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助対象事業の終了後速やかに、ホームステイ活動補助金実績報告書(様式第4)を、町長に提出しなければならない。

附 則(平成13年5月24日告示第48号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。